

北見市こそだて学級開設要項

(目的)

第1条 北見市こそだて学級（以下、「こそだて学級」という。）は、子育ての悩みや不安を話し合い、子育ての喜びを共有し成長するための学習、あるいは地域で子育てを支援するための学習活動を、一定期間にわたって計画的かつ継続的に行うとともに、学習者相互の交流を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 こそだて学級は、北見市民で、学習に適する人員をもって編成している子育てサークルまたは地域の子育て支援グループ等を対象とする。

(開設期間及び学習回数)

第3条 こそだて学級の開設期間は、毎年度、5月から翌年2月までとし、原則として、5回以上（1回2時間程度）の学習会を実施することとする。

(学習内容)

第4条 こそだて学級の学習内容は、概ね、次に掲げるものとする。

- (1) 子育てに役立つ情報交換の場となる学習
- (2) 地域社会の問題を考え、子育てを支援する学習
- (3) 親子体験学習など、豊かな心を育てる学習
- (4) 市教委主催事業等への参加・協力
- (5) その他

(提出書類)

第5条 こそだて学級を開設する1ヶ月前までに、所定の学習計画書を作成し、生涯学習課へ提出することとする。

2 こそだて学級の全日程終了後2週間以内を目途に、所定の学習報告書を作成し、生涯学習課へ提出することとする。

(経費)

第6条 こそだて学級に要する経費のうち、講師等謝礼金・託児等委託料・会場使用料（市教委所管の社会教育施設に限る）については、予算の範囲内（上限50,000円）において、市費をもって充てることとする。

2 講師等謝礼金は、「社会教育事業における各種講師謝礼取扱い」に基づく額とする。ただし、学級生による講師等は謝礼の対象外とする。

(補則)

第7条 それぞれの学級は、スポーツ安全保険等に加入し、安全な学習活動に努めることとする。

附 則

この要項は、平成18年3月5日より施行する。

この要項は、平成23年4月1日より施行する。

この要項は、平成25年4月1日より施行する。